

～ インボイス制度セミナー ～

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。また、インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出しなければいけないことから本制度の対応策について早急に検討する必要があります。

本セミナーでは、名古屋国税局、公正取引委員会中部事務所及び中部経済産業局から講師を招き、インボイス制度の概要や免税事業者との取引における独占禁止法上の考え方、インボイス制度に関連する支援措置について解説を行います。是非、ご参加ください。

■日 時：令和4年**9月7日**（水）14:00～15:30

■開催方法：オンライン（Zoom）による配信

■定 員：80名 ※先着順です。

■主 催：岐阜県中小企業団体中央会

■共 催：名古屋国税局・公正取引委員会中部事務所・中部経済産業局

<セミナー詳細>



①「インボイス制度の概要について」

講師：名古屋国税局 担当者

②「免税事業者との取引における独占禁止法上の考え方について」

講師：公正取引委員会中部事務所 担当者

③「インボイス制度に活用できる中小企業支援措置等について」

講師：中部経済産業局 担当者

裏面参加申込書により、8/26（金）までにFAX：058-273-3930 まで送付ください。

開催日の1週間前（8月31日）を目途にオンラインセミナーのURL等をお送りします。

—インボイス制度セミナー—
参加申込書

岐阜県中小企業団体中央会 企画振興課 行

FAX : 058 (273) 3930

令和4年 月 日

所属名【組合・企業等】

担当者名

TEL ()

FAX ()

講習会に参加を希望される方は下記の必要事項をご記入の上、**8月26日(金)までにFAXにてご連絡頂きますよう**宜しくお願い致します。

役職名	氏名	メールアドレスをご記入ください。

※ご記入いただいたメールアドレスへオンライン配信に係る手続き等ご連絡致します。

■お問い合わせ

岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKB ふれあい会館9階

岐阜県中小企業団体中央会 企画振興課 (墨) TEL : 058-277-1101 FAX : 058-273-3930